

00903

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第五十一号
鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中、四十九を六十一とし以下十二ずつ繰り下げる
十九から四十八までを次のように改める。

二十九 溶性サツカリン等製剤製品検査手数料 三千円

三十 硫酸カルシウム等製品検査手数料 五百円

三十一 飲食店営業許可申請手数料 二千円

三十二 喫茶店営業許可申請手数料 千円

三十三 葉子製造業許可申請手数料 千五百円

三十四 あん類製造業許可申請手数料 千五百円

三十五 アイスクリーム類製造業許可申請手数料 三千円

三十六 特別牛乳さく取処理業許可申請手数料 千五百円

三十七 特別牛乳さく取処理業許可申請手数料 三千円

規則

- ◆規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◆告示 鳥取県保健所等の使用料の額
肝てつ検査等の実施
- ◆教委告示 開拓融資保証法による組合の指定
国民健康保険税の納期の特例に関する条例制定認可
- ◆公告 定期外健康診断の実施
臨時教育委員会の招集
- ◆公報 東員昇任試験の合格者

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十一月十五日

三十八 乳製品製造業許可申請手数料	三千円		
三十九 集乳業許可申請手数料	千円		
四十 市乳販売業許可申請手数料	千円		
四十一 食肉販売業許可申請手数料	千円		
四十二 食肉製品製造業許可申請手数料	三千円		
四十三 魚介類販売業許可申請手数料	千円		
四十四 魚介類せり売業許可申請手数料	三千円		
四十五 魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	二千円		
四十六 食品冷凍冷藏業許可申請手数料	三千円		
四十七 清涼飲料水製造業許可申請手数料	三千円		
四十八 氷雪採取業許可申請手数料	二千円		
四十九 氷雪製造業許可申請手数料	三千円		
五十 氷雪販売業許可申請手数料	千五百円		
五十一 煮豆又はつくだ煮製造業許可申請手数料	二千円		
五十二 マーガリン製造業許可申請手数料	三千円		
五十三 みそ製造業許可申請手数料	三千円		
五十四 しょゆ製造業許可申請手数料	二千円		
五十五 ソース類製造業許可申請手数料	二千円		
五十六 酒類製造業許可申請手数料	二千円		
五十七 豆腐製造業許可申請手数料	千五百円		
五十八 納豆製造業許可申請手数料	千五百円		
五十九 めん類製造業許可申請手数料	六百円		
六十 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	千五百円		
附則			
この規則は、公布の日から施行する。			
告示			
鳥取県告示第六百九号			
鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例 (昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により昭和三十二年十一月二十一日から同年同月三十日までの間糞便検査料を塗抹法五円集卵法十円とする。			
昭和三十二年十一月十五日			
鳥取県知事 遠藤茂			
別表			
(豚コレラ予防注射)			
実施月日	実施区域	実施場所	
十一月十九日	東伯郡由良町	同上	
二十日			
二十一日	東伯町八橋		
二十二日	大栄町大誠		
二十六日	東伯町八橋		
二十七日	倉吉市灘手		
小鴨	大栄町榮		
上小鴨	北谷		

鳥取県告示第六百十号
次のように牛の肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラの予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛及び豚の所有者に対して検査及び駆除並びに予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年十一月十五日

鳥取県知事 遠藤茂

肝てつ検査及び駆除
肝てつ検査——皮内注射反応法、虫卵検査
肝てつ駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与
豚コレラ予防注射
豚コレラクリスタルバイオレット予防液皮下注射

一 実施の目的 牛の肝てつ予防及び豚コレラ予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛 ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のも
のを除く。
豚 ただし、生後四十日以内分娩前後一箇月以内のも
のを除く。
四 實施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法

(肝てつ検査及び駆除)

実施月日 実施区域 実施場所

十二月四日 米子市成実 成実家畜検診場

五日 " 尚徳 尚徳"

六日 " 五千石 五千石"

七日 " 巍 巍"

九日 " 春日 春日"

十日 西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺"

十一日 岸本町八郷 八郷"

十二日 会見町賀野 賀野"

十三日 伯仙町大高 大高"

十四日 西伯町東長田 東長田"

十五日 会見町手間 手間"

鳥取県告示第六百十一号

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)第二条
第一項の開拓農業協同組合として次の組合を指定する。
昭和三十二年十一月十五日

鳥取県知事 遠藤茂

住 所 合
日野郡伯南町生山一八六番地 生山開拓農業協同組合

昭和三十二年十一月十五日

鳥取県告示第六百十二号

国民健康保険を行う大山町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条の十三第二項に基き昭和三十一年度における町税国民健康保険税の納期の特例に関する条例の制定を昭和三十二年十一月八日認可した。

昭和三十二年十一月十五日

鳥取県知事 遠藤茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十二年十一月十五日

鳥取県教育委員会委員長 米原穣

一日時 昭和三十二年十一月二十日 午前十一時から

二日時 十一月二十一日 午後五時まで

一場所 鳥取県教育委員会 会議室

一議題 1 昭和三十二年度教育表彰について

2 昭和三十三年度教育予算について

3 昭和三十二年度追加予算について

公 告

昭和三十二年度鳥取県吏員昇任試験の合格者を次のとおり公告する。

昭和三十二年十一月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

三 健康診断の実施区域

四 健康診断の実施区域

根雨保健所管内一円

一 理容師 十一月十一日(月曜日)

二 美容師 十一月二十九日(金曜日)

三 健康診断の実施区域

根雨保健所

ク二十四日 ハ 西伯町天津 天津
二十五日 ハ 上長田 上長田
二十六日 ハ 上長田 上長田
二十七日 ハ 東伯郡北条町中北条

(生活改良普及員職) 一〇〇 佐伯田繁

(生活改良普及員職)	佐伯田鶴子	今村登美子
100-1	佐伯田鶴子	今村登美子
100-11	佐伯 悅子	松田 鶴子
100-11	四	四

(一般事務職)

受験番号	氏名	受験番号	氏名
九六	山根 正明	九八	河本 芳雄
四二	田中 文子	九七	福永 宏二
一〇〇一	久城 寿男	九九	西本 久治
一〇	入江 正男	一〇二	花原 泰子
五二	山口 一真	七二	山口 嵩
一〇〇四	高塚 昭明	七九	小嶋 保
四四	松岡 惠秀	一〇一三	稻坂 明生
二一	寺谷 教明	三五	川上 幹雄
六三	松本 武二	七八	吉田順一郎
一一五	三谷 幸登	九四	本村 肇
四三	小寺 昭	一〇一六	国頭 康高
二六	見手倉 義毅	八四	中本 達美
六四	乾 恭明	一一〇	本郷 庄一
一一七	森中 洋吉	一二五	山根 義俱
一〇〇七	宇田川 満	二四	福田 衛
一四	下村 公男	二五	永江 則由

(學校事務職)

(土木職)

五 西村秀夫
○三 大口忠次
(以上五名)

(建築職)

一 荒尾 明瑞
六 猪上 武

(農業職)

二 安藤 明晴